# 国意識買での窓口無對化(頭が給析)を 際記具的金剛に触究します

町では、こども医療費及び重度心身障害者医療費支 給事業について、比企管内、毛呂山町、越生町、坂戸市、 鶴ヶ島市内の医療機関等と協定を締結し、窓口無料化 (現物給付)に取り組んできました。

今回、この窓口無料化の医療機関を、令和4年10月 から埼玉県内全域に拡大します。

また、ひとり親家庭等医療費支給事業についても、令 和5年1月から窓口無料化(現物給付)をスタートしま す。ただし、ひとり親家庭等医療費受給者に関しまして は、課税により自己負担がある方は、自己負担分を窓口 で支払う必要があります。

※受給資格証を提示できなかった場合や、一部負担金 が同一医療機関で、月額21.000円以上かかる場合 は、窓口での支払いが必要です。領収書等を添付の 上、町に請求書を提出ください。

※一部窓口払い無料対象外の医療機関があります。対 象の有無につきましては、受診される医療機関にご 確認ください。



下記の日程で、医療機関での窓口無料化 (現物給付)を埼玉県内全域に拡大します。

#### 【県内全域の拡大開始日】

事業名	日程
こども医療費支給事業	
重度心身障害者医療費支給 事業	令和4年10月1日から
ひとり親家庭等医療費支給 事業	令和5年1月1日から

## 適正受診のご協力及び ジェネリックの利用を ご検討ください

今後も制度の運営を維持するため、皆 さんのご協力をお願いします。

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受 診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する 「重複受診」は、同じ検査を繰り返すな ど医療費の無駄となります。安心して 相談できる「かかりつけ医」をもちま しょう。
- ◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利 用しましょう。ジェネリック医薬品を 使用することにより、一人ひとりの自 己負担や医療保険財政の改善、医療費 抑制につながり、医療費支給制度の負 担軽減につながります。この機会に、か

かりつけ医師や薬剤師にご相談の 上、ジェネリック医薬品への切り 替えをご検討ください。

# ひとり親家庭等医療費の受給資格証が 『小郊記』タイプから『効一ド』 タイプへ使いやすく便利に変わります

ひとり親家庭等医療費の受給資格証を、令和5年1 月の更新時から受給世帯で1枚発行している「ハガキ」 タイプから、受給者一人ひとりに発行する「カード」タ イプに変更します。

新しい「カード」タイプの受 給資格証は、令和4年12月中 旬以降に郵送します。

津曲 知子さん 美和 ちゃん 親子

こども医療費が拡大 するのはありがたいで す。小学生がいる子育て 世代が利用できるよう に、「ぽっぽ」で遊ぶ子 どもの年齢制限を拡大 したり、ベンチがない公 園には、ベンチを設置し たりして欲しいです。

子どもが1カ月に1度 くらいの頻度で川越市内 の病院に通院しているこ とから、今まで領収書を役 場に提出していましたが、 窓口無料化により、役場に 提出する頻度が少なくな るため、とても助かりま す。(町内在住 女性)

鳩山町は

特

集

子どもが病気等に なったときも、経済的な 負担が少なく病院に行 くことができるので、助 かっています。

ニュータウン内の公 園施設が、充実すると もっと良いと感じてい ます。



丸山 梢 さん おとちゃん はなちゃん 親子

鳩山町では、子育てしやすい町を目指して、子育てに関する各種相談支援、保育園や学童保育所の整 備などの環境整備を行っています。今月号では、子育て環境をさらに充実させるための令和4年度に 実施する事業や取り組みをご紹介します。(31ページの子育てカレンダーもご覧ください)

# 令和4年10月からこども医療費の対象年齢を

「18歳(高級空間間)」までに

現在、15歳(中学校卒業)までとしている、こども医療費の支 給対象年齢を令和4年10月診療分から18歳(18歳に達する日 以後の最初の3月31日まで)に拡充します。

今回新たに対象となる 16 歳から 18 歳の方(平成 16 年 4 月 2 日から平成19年4月1日生まれで、重度心身障害者医療費受給 中の方は除く)は、登録申請が必要となります。

対象となる方がいる世帯に、申請書等を7月下旬以降にお送り しますので、期日までにご提出ください。

なお、現在、ひとり親家庭等医療費の対象となっている、16歳 から 18歳(平成 16年4月2日から平成 19年4月1日生まれ) の方については、こども医療費支給事業に移行となりますので、登 録申請の提出をお願いします。

15歳以下で、こども 重度心身障害者医療費受給中の方を除く 医療費受給中の方 16歳から18歳の方 手続きの必要はあり ひとり親家庭等医療費受給中の方を ません 含め、登録申請が必要になります。

■次害を と と と 医 減 し と と す るこ とを目 ひとり親家 菂

とおり変更します 役場町民健康課 庭等医療費の 7

、疾病の 早期発見 て 早期治療、町民の いる、こども医療費期治療、町民の方の 制度を更に充実させるた の 重 経済的負担 度心身障

とども医療費等を拡 充 ます

令和4年10月から

保護者の声

今回のこども医療 費拡大や、町内で の子育てについて、 保護者の方にお話 を伺いました。



広報はとやま2022.7月号

# コロナ禍の影響を大きく受けている

# 子育で世代に対する鳩山町独自の支援

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている 子育て世代の皆さんに対して、安心した生活が送れるように、町独自 の支援事業を実施します。このページでは、その事業内容を紹介しま す。なお、この支援事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金|を財源として活用し、実施します。

# レポ

ファミリー・サポート・センター事業 地域で予言での意動を 得多份就一下会員 養尿温密を実施しました



(前列中央は講師)

ファミリー・サポート・センター事業と は、子育てを支援したい方・支援を受けた い方に会員となってもらい、ファミリー・ サポート・センターで依頼会員の希望に 合った協力会員を紹介し、子育て世帯を支 援する制度です。

町では、援助を行う方を養成するサポー ト会員養成講習会を、4月11日から21 日の間に、計4日間、鳩山町地域包括ケア センターで開催し、5人の方が受講されま した。

受講者の皆さんは「子どもの心と発達」、 「活動を行う上での安全管理」や「応急処置」 など実践的なスキルを、時折、笑顔を交え ながら学びました。

町はこの事業の実施を今年の秋から予定 しており、協力会員を随時募集しています。 詳細は下記までお問い合わせください。

■**問合せ** 役場町民健康課 **2**96-5891

## 小・中学生への支援として

學接給食養魚除。寢助真實

## を実施します



#### 【①町内公立小・中学校に通う児童・生徒対象】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化及び、物 価高騰等により、厳しい子育て環境のなか、児童生徒を養 育する子育で世帯を支援するため、公立小・中学校の学校 給食費の免除を第2学期分及び第3学期分まで拡充しま す。

給食費の免除を受けるための、保護者の申請は不要です。 【②町外就学児童·生徒対象】

コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている、鳩山 町在住で、町外の学校施設等に就学する児童・生徒の学校 給食費の一部を助成することで、児童・生徒を養育する保 護者の経済的支援を行います。

#### ■給付額(一人あたり)

小学生 46,200円 (上限) 中学生 55.000円(上限)

- ■申請 上記②の事業については、申請が必要です。詳細 が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。
- ■問合せ 町給食センター ☎ 296-0311



このページでご紹介した以外の、新型コロナウ イルス感染症に対する鳩山町独自の支援事業 に関しましては、10~11ページで紹介して います。そちらもぜひご覧ください。

### 16 歳から 22 歳までの若者に対する支援として

# **第書館の表現場別除る事業を実施します**



コロナ禍の長期化に加え、物価高騰等の影響を特に受けやすい 16歳から22歳までの若者を対象に、生活支援特別給付金を支給

- ■対象 令和 4 年 5 月 1 日時点で町内在住の 16 歳から 22 歳 (平 成12年4月2日から平成19年4月1日生まれ)の方
- ■給付額 1人につき3万円
- ■申請 対象となる方がいる世帯に申請書等を7月中旬(予定) 以降にお送りしますので、期日までにご提出ください。ご提出の申 請書を確認のうえ、順次指定の口座に振り込みます。
- ■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### 国施策分

# 会和 4 经度值就是0.子音で世帯区がする生活式悪器別給付金

の物価高騰に直面する低所得の ひとり親世帯やその他の子育て 世帯に対し、生活を支援するた め、給付金を支給します。

- は、6月中旬にご案内を送付し ました。) 右表①に該当する方 は、申請不要で給付を受けるこ とができます。右表②の方につ いては、申請が必要です。詳細 が決まり次第、町ホームページ 等でお知らせします。
- ■**問合せ** 役場町民健康課 **a** 296-5891

# のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の 【支給対象者】 影響が長期化する中で、食費等

- ■支給額 対象児童1人あた り一律5万円
- ■支給方法 (申請不要の方に

世帯申請区分	ひとり親世帯(収入が児童扶養 手当支給制限限度額を下回る世 帯)	その他(ひとり親以外)の低所得の子育て世帯	
①申請不要	令和4年4月分の児童扶養手 当の支給を受けている方	令和4年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方	
②要申請	次のいずれかに該当する①以外のひとり親世帯 ・公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給要件と同じ水準になった方	次のいずれかに該当する①以外の子育て世帯・対象児童(※)を養育し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税均等割の非課税と同じ水準となった方	

※対象児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児については20歳未満) の子(令和4年4月~令和5年2月に生れた新生児を含む)をいいます。

広報はとやま2022.7月号 広報はとやま2022.7月号